

令和5年度 第2回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	令和5年8月21日(月) 金沢市第一本庁舎7階 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 栗田 真人(弁護士) 委員 深田 幸史(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 古谷 まゆみ(公認会計士)		
次第	1 開会 2 報告案件 (1) 変動型最低制限価格制度に起因すると推察される入札不調対策について 3 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 令和5年4月1日から令和5年7月31日までに係る本市発注工事及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 変動型最低制限価格制度の試行状況について (4) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (令和5年4月1日から令和5年6月30日) 4 閉会		
抽出案件	5件		
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 研修センター水道施設及び下水道施設整備工事 緑住宅建設工事第5期(建築工事)
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> 緑住宅H2棟エレベーター改修工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 城北水質管理センター第1水処理1系反応タンク機械電気設備更新実施設計業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> 鞍月小学校低学年用昇降口設置等改修工事实施設計業務委託
審議内容	別紙のとおり		
委員会による報告又は意見の具申	令和5年度第1四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

総括

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。
 工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。
 今後とも国や県・中核市等の動向を注視し、制度の検証を進めるとともに、随時適切に対応してほしい。
 変動型の最低制限価格制度については、今年度も試行を継続しているが、変動型に起因すると推察される入札不調を除いては、今のところ、変動型導入に伴う顕著な不具合は見られていない。引き続き、適宜その検証を進め、今後もその検証結果について報告してほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>令和5年度 研修センター水道施設及び下水道施設整備工事</p> <p>○ 応札者8社のうち、5者が最低制限価格未満で失格となるなど、積極的な競争が行われているが、その要因は何か。</p> <p>緑住宅建設工事第5期（建築工事）</p> <p>○ 最大8者参加可能と想定していたが、参加は3者であり、応札は1者のみとなった背景は。</p> <p>緑住宅H2棟エレベーター改修工事</p> <p>○ 随意契約の場合、相手方から徴収する見積りの対象はどの程度か。また、見積りを参考に予定価格はどのように算定するのか。 エレベーターは事業者ごとにそれぞれの仕様があり、互換性がないことが多いが、互換性があるものを採用することは難しいのか。</p> <p>令和5年度 城北水質管理センター第1水処理1系反応タンク機械電気設備更新実施設計業務委託</p> <p>○ 予想参加業者が5者のところ、応札者が1者のみとなっているが、営業所要件として市内本店または市内営業所を設定している理由は。</p> <p>鞍月小学校低学年用昇降口設置等改修工事実施設計業務委託</p> <p>○ 応札した8者全者が予定価格と同額または近い金額での応札となっているが、競争原理が働かなかった原因として考えられることは何か。また、今後、同様の業務が発注される場合に、受注意欲を高める改善策はあるか。</p>	<p>・ 本工事は、工事場所が施設内の空きスペースであり、交通規制の必要がないこと、他の地下埋設物がなく施工しやすいこと、また土砂の仮置場や重機の保管場所を容易に確保できることなど、施工条件が極めて良かったため、事業者の受注意欲が高かったのではないかと推察される。</p> <p>・ 事業者は、参加申請の際に資材や建築に携わる技術者の確保が可能か判断するが、建築工事においては、民間工事を始めとした需要が継続している状況であるとともに、今年度は南部共同調理場の建設工事といった大規模工事も控えており、それらとの兼ね合いで配置技術者の確保が困難になったため、参加を敬遠したのではないかと推察される。</p> <p>今回改修する主要な部分と、仮設の養生、運搬費などの直接間接費を見積りの対象としており、予定価格はこれらのほかに、市で積算する共通仮設費や現場管理費、一般管理費を加え算定している。 本案件のエレベーター設備については、相手方が独自に開発した機構で稼働しており、保守管理も原則メーカー関連会社が行っている。このような状況から、既存の設備の改修については、安全性確保の観点から、随意契約により行う必要がある。</p> <p>・ 本業務については、下水道処理工程や設備全般における高度な知識・経験が求められ、営業所要件を市内本店にした場合、想定業者が5者未満となり競争性が確保できないため、市内営業所も要件に加えたものである。過去にも同種の業務において、同様の参加資格要件により入札を行い、平均5者を超える参加があったことから、本件の要件設定は妥当であると考えている。</p> <p>・ 本業務は、特に内容的に難しいものではないが、事業者の手持ちの業務が多く、余力がないため、受注意欲が低かったのではないかと推察している。</p>